東京都立墨田川高等学校 部活動に関する活動方針

1 学校における部活動の方針

スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)及び東京都教育委員会の「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」(令和5年3月)にのっとり、以下の活動方針を掲げる。

- (1) 本校は、上記「ガイドライン」に基づき、活動方針と活動計画を明確に定め、大学進学を目指す公立高校として、学習とのバランスを保つ部活動を実践する。
- (2) 生徒の自主的・自発的な部活動への参加により帰属意識の定着と自己有用感を高め、合理的でかつ効率的・効果的に活動に取り組むことを目的とする。
- (3) 部活動の運営に当たっては、東京都教育委員会の「ガイドライン」における「部活動の教育的意義と適切な運営の在り方」及び「部活動の在り方に関する方針」に基づき、顧問教諭と生徒指導部が連携し安全に実施する。特に、顧問や部活動指導員の指導の下、熱中症予防対策等を含めた安全の確保には十分留意する。

2 休養日等の設定方針

本校は、東京都教育委員会が設定した休養日及び活動時間を踏まえ、下記の基準を設定する。

- (1) 学期中は、平日は少なくとも1日、週休日においても少なくとも1日の休養日を設ける。 休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日の設定についても、(1) に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な 休養を取ることができるとともに、家庭における学習や部活動以外の多様な活動を行うこ とができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるよう努める。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 活動時間や活動内容等については、合理的でかつ効率的・効果的な活動になるよう、実施形態・部員数・施設等の状況等を踏まえ、部会及び部長会、顧問会などにおいて不断の見直しを行う。

3 設置されている運動部活動名(18部)

サッカー部・軟式野球部・ハンドボール部・陸上競技部・男子硬式テニス部・女子硬式テニス部・ソフトテニス部・男子バレーボール部・女子バレーボール部・男子バスケットボール部・女子バスケットボール部・バドミントン部・卓球部・柔道部・剣道部・水泳部・ボート部・ダンス部

4 設置されている文化部活動名(17部)

吹奏楽部・音楽部・フォークソング部・邦楽部・茶道部・物理化学部・生物部・天文部・美 術部・書道部・演劇部・写真部・漫画部・文芸部・英語部・クッキング部・パソコン部